# Washington D.C. Political and Economic Report

Tomoyuki Oku 奥 智之 ワシントン駐在員事務所 所長 (202)463-0477, toku@us.mufg.jp 2007年2月21日 ワシントン情報 (2007/No.008)

### 米国における対米外国投資規制強化の動き

下院金融サービス委員会は13日、対米外国投資委員会(CFIUS)が外国企業による米企業の買収を審査する際のルールを厳格化する CFIUS 改革法案を可決した。2005年の中国海洋石油(CNOOC)の Unocal 買収提案と、2006年のアラブ首長国連邦(UAE)の公営港湾管理会社 Dubai Ports World(DPW)の米国主要港湾運営会社の買収を契機に、国家安全保障上の観点から対米外国投資規制強化を求める動きが続いており、1月に発足した新議会でも CFIUS 改革法案の審議が活発化しつつある。

#### 【対米外国投資規制の仕組み】

対米外国投資委員会(CFIUS)は、外国人による米企業買収が国家安全保障に悪影響を及ぼさないかどうかを審査する政府機関で、財務長官(委員長)、国務長官、司法長官、商務長官、国土安全保障長官、行政予算管理局長、通商代表部代表、大統領経済諮問委員長、大統領国家安全保障補佐官、大統領経済政策補佐官、科学技術政策局長の12名から構成される。

CFIUS は対米直接投資のモニタリングを行うために 1975年に設立された機関である。その後 1980年代に外国企業による買収案件が増加したことを背景に、1988年に包括通商競争力法の下で Exon-Florio 条項と呼ばれる対米外国投資規制が制定され、国家安全保障上の影響を評価し、同条項を施行する役割を担うようになった。

CFIUS は米国企業の買収を計画する外国企業に、自発的に CFIUS への通知を行うよう奨励している。(審査対象となる投資案件は必ずしも明確ではなく、CFIUS は通知を受けていない買収案件も審査する権限を持っている。) CFIUS は外国企業から買収案件の通知を受けてから30 日以内に買収案件審査を行い、その後国家安全保障上問題があった場合はさらに45 日間の特別審査を行う。大統領は審査終了後15 日以内に議会に最終判定を通知し、審査は案件通知が行われてから90 日以内に審査が終わる仕組みとなっている。

外国企業が通知を行った買収案件のほとんどは実際の審査を受けることなく容易に承認されるが、問題となった買収案件では審査途中で外国企業が買収を断念するケースも多い。 CFIUS は 1988年から 2006年の間に 1,700 件以上の買収案件通知を受けたが、外国企業による買収案件通知は近年増加傾向にある。CFIUS は昨年 113 件の案件審査を行ったが、これは前年比で 73%の増加であった。また CFIUS が昨年行った特別審査件数は 7 件と過去最高で、



## Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ

これは外国企業による買収案件の増加だけではなく、米国が対米外国投資によってもたらされる国家安全保障上の影響に敏感になっていることを反映している。

#### 【対米外国投資を巡る近年の議論】

中国の国有企業である中国海洋石油(CNOOC)は 2005 年 6 月、既に Chevron Texaco 社の買収案を受け入れる方針を示していた石油会社 Unocal 社に高額の買収提案を提示し、買収合戦に名乗りを上げた。しかし本件はエネルギーという国家安全保障にかかわる買収案件であることから、戦略的に重要な米国産油企業が中国国有企業に買収されてしまうことを懸念した米連邦議会の強い反発を招き、買収阻止に向けて多数の法案が提出された。議会での買収阻止の激しい動きを受けて、CNOOC は同年 8 月に CFIUS の審査結果を待たずして買収提案を撤回した。

このことが契機となって対米外国投資規制の改革に向けての議論が活発化するようになった 矢先、2006年2月にアラブ首長国連邦(UAE)の公営港湾管理会社 Dubai Ports World (DPW) が当時英国企業により運営されていた米国6港湾施設を買収し、国家安全保障上の リスクを懸念する議会は再び強く反発した。議会は買収阻止に向けての強硬姿勢を崩さず、 DPW は最終的に米国の港湾管理業務を米国企業に売却し、一件落着した。

しかしこれら一連の事件が決着した後も、議会で外国企業による米企業買収に対する審査の 強化を求める動きは続き、前会期議会においては対米外国投資の審査プロセスの改革に向け て本格的な法案審議が行われた。最終的に下院は CFIUS 改革法案 (H.R.5337) を可決したが、 それよりも厳格な規制を定めた上院法案 (S.3549) との法案一本化が失敗に終わり、前会期 での法案可決は実現しなかった。

#### 【下院金融サービス公聴会】

下院金融サービス委員会は7日、対米外国投資規制改革を巡って公聴会を開催。ビジネス界と政権は、前会期の CFIUS 改革法案審議においても行き過ぎた規制に対する懸念を表明してきた。今回の公聴会では財務省から Clay Lowery 次官補が証言を行い、「米国の経済成長、雇用拡大にとって外国からの投資は極めて重要である」との政権の見方を示すと共に、米国市場への資本フローが自由であることの重要性を強調。前会期で下院が可決した CFIUS 改革法案 (H.R.5337) におけるいくつかの問題点を指摘し、「バランスのとれた規制」に向けての改革を要請した。

#### 【CFIUS 改革法案】

下院金融サービス委員会は13日、CFIUSが外国企業による米企業の買収を審査する際のルールを厳格化する国家安全FIRST(外国投資改革及び透明性強化)法案(H.R.556)を全会一致で承認した。前会期で下院が可決した改革法案(H.R.5337)に基づいて作成された同法案は、外国政府の国有企業が米企業を買収する際に、対米外国投資委員会が45日間の特別審査を行う他、テロ支援国家の関与が疑われる場合は大統領の最終判断を義務付ける内容となっている。法案の内容は以下の通り。



### Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ

- ① 現行制度では CFIUS メンバー関係省庁の長官・副長官レベルのみが有する買収承認決定権限を次官クラスに与え、審査プロセスの長期化を防ぐ。但し外国政府が保有する企業による買収案件については関係省庁の副長官が案件承認を行う。
- ② 外国政府が保有する企業による案件を巡っては、特別審査期間としてさらに 45 日間の追加特別審査を設ける。但し、CFIUS 委員長である財務長官が同審査を不要と認めた場合はこれを例外とする。
- ③ 案件審査が終わるごとに、議会は CFIUS から自動的に審査結果通知を受ける。
- ④ CFIUS は審査にあたって国家情報長官と協議を行い、国家情報長官には買収案件の国家安全保障上の意味合いを検討するのに「十分な」時間を与える。(当初法案では最低30日間のレビュー期間を義務付けていた。)
- ⑤ 審査に何ら問題が見つかった場合、CFIUS は既に承認された案件審査プロセスを再開する 権限を持つ。
- ⑥ 司法長官が議会に対して対米外国投資に関する年次報告書を提出することを義務付ける。
- ⑦ テロ支援国家の個人・政府が関与している場合は、仮に CFIUS の審査を通っても、大統領が署名するまでは買収承認手続きは完了しない。

#### 【今後の見通し】

同委員会のメンバーで、法案(H.R.556)を提出した Carolyn Maloney 下院議員(民 NY)は 承認された法案について、「外国からの投資を促進するために必要な確実性と予見性を備え ると同時に、国家安全保障上の審査を強化するバランスの取れたアプローチだ」と指摘。法 案承認にあたって同委員会は、公聴会で財務省高官が表明していた懸念に対応した複数の修 正も承認した。結果的に承認された法案(H.R.556)は前会期に下院を通過した改革法案 (H.R.5337)よりも緩和された形となった。本会議採決は現時点では未定であるが、早けれ ば今月末にも採決される可能性もある。

ビジネス界は下院金融サービス委員会の法案承認を受けて、これを歓迎。全米商工会議所のBruce Josten 副会長も「今回の法案は米国の安全を維持し、われわれの経済を保護する適切なバランスを取っている。」と評価する声明を出した。その一方で CFIUS が一旦承認した案件審査プロセスの再開を可能にするなどの項目については、引き続き懸念する見方もある。いずれにしても今後の下院本会議や上院での法案審議の動向によって、さらに修正が加えられる可能性もあるので注意が必要である。

日本では企業同士の買収・合併・提携の増加や三角合併の解禁が話題に上っている。今後アジアマネーを含む外資による企業買収増加も予想される。米国は各国に貿易や投資の自由化を求めてきた一方、自国への直接投資につき安全保障上の審査の枠組みを確保していることは参考となろう。

(担当:松村詩子)

(e-mail address: umatsumura@us.mufg.jp)

以下の当行ホームページで過去20件のレポートがご覧になれます。

Washington D.C. Representative Office



https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.a896743d8f3a013a2afaaee493ca16a0/

本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在所長、あるいは担当者にご連絡ください。